

新型コロナウイルス感染症対策に係る
住民接種 実施計画（初版）

北茨城市

（令和3年4月26日作成）

新型コロナウイルス感染症対策に係る住民接種 実施計画

第1章 概要	P 2
第2章 基本的考え方	P 2
第3章 対象者	
1. 対象者	P 3
2. 接種順位及び接種スケジュール	P 3
3. 接種対象者数の試算	P 4
4. 対象者への連絡、周知方法	P 5
第4章 接種体制の構築等	
1. 基本的考え方	P 5
2. 実施期間	P 5
3. 実務体制の確保	P 5
4. 接種体制確保	P 6
5. 接種会場	P 6
6. 予約受付	P 12
7. 予防接種への同意	P 13
8. ワクチンの確保	P 13
9. 接種費用の支払い	P 13
10. 市民への情報提供、相談受付	P 14
11. 健康被害救済の申請受付、給付	P 14
12. 接種記録の管理	P 14
13. その他	P 14

第1章 概要

新型コロナウイルス感染症に対して、感染拡大を防止し、北茨城市に住民票を有する市民（以下、「市民」という）の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組みながら、社会経済活動との両立を図っていくことが求められている。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下、「新型コロナワクチン」という）については、現在、開発が進められており、国の主導的役割、県の広域的視点による市町村支援の役割、住民に身近な市町村の役割と、それぞれの立場・役割に応じて、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。

新型コロナワクチンの接種については、予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条の特例規定に基づき実施するもので、同法第6条第1項の予防接種とみなして同法の各規程（同法第26条及び第27条を除く）が適用されることとなる。

当該感染症のまん延防止のため、国や県、茨城県多賀医師会（以下、「多賀医師会」という）北茨城地区医師会（以下、「地区医師会」という）の支援を受けながら、円滑な接種を実施していくことができるよう、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（以下、「予防接種の手引き」という）など国が示すガイドライン等を踏まえ、住民接種における実施計画の策定等の基本的な考え方、予防接種の対象者、接種体制の構築等について示す。

なお、本計画は、接種体制の状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2章 基本的考え方

住民接種の実実施計画策定にあたり、以下の点に留意すること。

1. 実際に住民接種が行われる際に、円滑に実施できるよう、多賀医師会や医療機関等と十分協議する。
2. 住民接種の対象者が他の患者から感染を受けないよう、接種医療機関及び接種施設、個々の予防接種の時間的余裕について、十分配慮を行う。
3. 医療機関等における3つの密や感染者との接触を回避するため、市が設置する集団接種会場での接種を基本とするが、基礎疾患がある者等がかかりつけ医での個別接種を推奨する。
4. 高齢者接種においては、茨城県の方針に基づき、高齢者施設でのクラスター発生予防を目的として高齢者施設入所者及び従事者の接種を優先的に実施する。
5. 新型コロナウイルス感染症の診療や通常の診療に過度な悪影響が生じないよう、必要な医療体制を維持する。

第3章 対象者

1. 対象者

- (1) 原則として北茨城市の区域内において、住民基本台帳に記録されている者を対象として行うものとする。
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づくいわゆる薬事承認において接種の適応とならない者は接種の対象から除外される。
- (3) 新型コロナワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市長が認めるものについても、当該者の同意を得たうえで接種を実施することができる。やむを得ない事情については、別に定めるものとする。

2. 接種順位及び接種スケジュール

新型コロナワクチンの接種は、当面、確保されるワクチンの量に限りがあるため、予防接種の手引に示す接種順位と接種の時期に応じて接種を行う。

接種の順位は以下のとおり。ただし、市が接種体制を調整する対象者は、高齢者以下の順位の者とする。

- 1 医療従事者等
- 2 高齢者施設入所者及び従事者、高齢者
- 3 基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60～64歳の者
- 4 上記以外の者

接種対象者	概算人数	算出根拠	R3.2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
医療従事者等	1,280人	総人口の3%			1回	2回				
65歳以上の高齢者	14,507人	R3.1.1現在の住基人口					1回目			
高齢者施設等入所者	684人	希望者調査数					1回目			
高齢者施設などの従事者	640人	総人口の1.5%					1回目			
基礎疾患を有する者	3,403人	総人口の8.2%								
60～64歳の者	3,381人	R3.1.1現在の住基人口								
上記以外の者	19,447人									
合計	42,658人	※R3.1.1現在の人口で計算。接種希望者は国の試算では約7割とされている。								

※ワクチンの供給状況及び国のスケジュールに基づき決定予定

3. 接種対象者数の試算

接種対象者数の算定は以下のとおり。総人口は令和3年1月1日現在、42,658人として算出。

対象者	算出根拠	人数
医療従事者	総人口の3%	1,280人
高齢者	令和2年度住民基本台帳年齢階級別人口の65歳以上の者の合計 ※接種対象者は令和3年度中に65歳以上に達する者であるため、667人増加が見込まれる。	14,507人 (15,174人)
基礎疾患を有する者※1	総人口の8.2% (20～64歳)	3,403人
高齢者施設等の従事者	総人口の1.5%	640人
60～64歳の者	令和2年度住民基本台帳年齢階級別人口の60～64歳の者の合計	3,381人
上記以外の者	総人口から医療従事者、高齢者等、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60～64歳の者を除いた人数	19,447人
合計		42,658人

※このほか、一定の要件を満たす場合、市内に住所を有しない者が接種することもできる。

※1 基礎疾患を有する者とは

<p>1. 令和3年度中に65歳に達しない者であって、以下の病気や状態の方で、通院／入院している方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慢性の呼吸器の病気 ・慢性の心臓病（高血圧を含む。） ・慢性の腎臓病 ・慢性の肝臓病（ただし、脂肪肝や慢性肝炎を除く。） ・インスリンや内服薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病 ・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。） ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。） ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） ・染色体異常 ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態） ・睡眠時無呼吸症候群 ・重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳

を保持している、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

2. 基準（BMI30以上）を満たす肥満の者

4. 対象者への連絡、周知方法

接種順位に従い、概ね次の2段階に分けて接種券及び接種案内、予診票等の個別通知を行う。

1 高齢者

※75歳以上と65歳から74歳までの年齢で分けて通知する。

2 高齢者以外の者

ただし、新型コロナワクチンの供給量に応じてさらに細分化する可能性がある。

その他、広報きたいばらき及び回覧、市ホームページ、SNS、行政防災無線・メール、新聞折込みチラシ、広報車等、実施可能なあらゆる手段を用いて市民に周知を図る。

施設入所者や在宅療養を受療中の者、または介護を受けている者などについては、施設担当者、かかりつけ医、ケアマネージャー等と連携し、周知を図る。

第4章 接種体制の構築等

1. 基本的考え方

市は、多賀医師会等と連携し、市民に対する円滑な新型コロナワクチン接種を実施するため、全庁的に必要な体制を整え、市民の安心安全に資する。

2. 実施期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日まで

3. 実務体制の確保

接種までの準備にあたっては、平時の予防接種業務の業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、部門を超えた組織的な実施体制の確保を行う。

また、担当部門では新型コロナワクチンの接種を実施するために必要な業務を洗い出し、必要な人員数の想定、人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明、業務継続が可能なシフトの作成など、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

なお、封入作業や予約受付（コールセンター）など外部委託できる業務は外部委託を行い、業務負担の軽減も検討していく。

4. 接種体制確保

新型コロナワクチン接種にあたっては、医療機関の協力が不可欠であるため、多賀医師会、地区医師会と協議を行い、県北医療圏における広域的接種の協力を仰ぐ。また、集団接種の折には、多くの医療従事者等が必要になると見込まれることから、多賀医師会、地区医師会及び市内医療機関と協力して実施する。

なお、高齢者施設入所者や在宅の要介護者等への接種については、別途個別に体制確保を行う。

5. 接種会場

市内医療機関及び医療機関以外の会場で市が設置する集団接種会場とする。

なお、高齢者施設入所者や在宅の要介護者等は、施設内接種や巡回接種など別途接種場所を確保する。

(1) 市内医療機関

市内医療機関とは、市内の医療機関のうち、集合契約に参加し、接種医となっている医療機関とする。市内12医療機関が接種実施医療機関として登録し、かかりつけ患者を中心に個別接種を実施する。そのうち北茨城市民病院は基本型接種施設^{※2}として、超低温冷凍庫を配置し、ワクチンの管理や分配などを担う。国で支給される物品以外の接種に必要な物品等は、医療機関が準備するものとする。

※2 基本型接種施設とは

超低温冷凍庫（ディープフリーザー）を設置して接種を行う接種実施医療機関など。

自施設で接種を行うとともに、ワクチンの分配を受け、他接種医療機関（サテライト型接種施設^{※3}）などへワクチンの分配、管理を行う。

【協力医療機関】 ※令和3年4月1日現在

北部	南部
大津港・かもめクリニック 北茨城クリニック 北茨城市民病院 ^{※2} 廣橋クリニック 廣橋病院	あおぞらクリニック いそはらクリニック 北茨城市民病院附属家庭医療センター 北茨城中央クリニック 瀧病院 なかの循環器科内科クリニック にいさと眼科クリニック

【ディープフリーザー(超低温冷凍庫)の設置場所：基本型接種施設】

設置時期	台数	設置場所	担当ワクチン分配地区
3月	1	北茨城市民病院	北部
4月	1	北茨城市役所	南部

【ワクチンの分配方法】

- ① 市内2施設を基本型接種施設に位置付ける（北茨城市民病院、北茨城市役所）
- ② 県のワクチン配分量を受け、基本型接種施設ごとに割り当てる
- ③ 基本型接種施設から担当地区のサテライト型接種施設に小分けし割り当てる
- ④ 小分けしたワクチンを市職員が配送する

※3 サテライト型接種施設とは

ワクチンの分配を受けて接種を行う接種実施医療機関など。

(2) 集団接種会場

集団接種会場とは、市が医療機関以外の会場で集団接種を行うために公共施設等を確保し、市が直接運営する会場とする。

会場には、新型コロナワクチンを保管できる冷蔵設備を設置し、新型コロナウイルスの感染に係る「3つの条件が同時に重なる場（3密）」を回避するため、受付から退出までの動線を考慮した設営を行うこととする。接種会場に係る基本的なレイアウト、人材配置、必要物品等については、P8～P10のとおりとする。なお、実施体制の構築に当たっては、多賀医師会等と十分に協議のうえ、市内の医療機関及び医療関係者に協力を依頼する。

また、被接種者に副反応が起こった際に応急対応が可能なように救急救命士の配備や救急物品を準備するとともに、消防署等へ事前に日程を連絡し、依頼を行うこと等により救急体制の整備を行う。

市では、医師や看護師等の人材、物品の効率的な医療資源の活用等を考慮し、市民体育館に集団接種会場を設置する。設置にあたっては、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可の申請または第8条の規定に基づく診療所開設の届出を行う。

また、自家用の交通手段がない等の理由で接種会場への来所が困難な市民に対し、送迎車を用意することにより、交通手段の確保を行う。

【日程】 令和3年5月から9月（※令和3年4月現在 必要時延長予定）

週5回を想定（土日・祝日含む）

曜日	受付時間	日数	想定人数
月・木・金	9:00～11:30	55	200～250人
	13:00～15:30		
土・日	9:00～11:30	42	300人
	13:00～15:30		

集団接種に必要な医療従事者等の人数（3班構成）

項目	実施内容	必要スタッフ	
		職種	人数
検温	体温計測	事務	3人
予診票記入コーナー	相談、案内	事務または看護師	1人
受付	本人確認	事務	2人
相談	相談	看護師、保健師	2人
予診票確認	予診票内容確認	事務	1人
予診・接種	予診、接種	医師	3人
	予診、接種の補助	看護師	3人
	ロット番号シール貼付、健康観察時間記入	事務	4人
ワクチン充填	ワクチン充填、ワクチン管理	看護師	2人
接種済証発行	接種済証発行、予診票入力	事務	2人
予約受付	次回予約受付	事務	1人
健康観察	健康観察、副反応等出現時の対応	救急救命士	1人
	健康観察補助	事務	1人
管理者	会場内の運営管理	保健師	1人
案内	各ブースへの誘導	事務	5人
駐車場案内	駐車場案内	事務	3人
会場送迎	タクシー、乗り合い車にて送迎	事務	2人

集団接種に必要な物品等

・ワクチンの希釈用・注射用の注射針・シリンジ、希釈用の生理食塩液は国が確保・供給する。

<p>【準備物品】</p>	<p>【医師・看護師等用物品】</p>
<p><input type="checkbox"/>消毒用ヘキシジン綿、アルコール綿 <input type="checkbox"/>ステンレスバット <input type="checkbox"/>チューシャバン <input type="checkbox"/>体温計(非接触型、接触型) <input type="checkbox"/>医療廃棄物容器 <input type="checkbox"/>手指消毒剤 <input type="checkbox"/>救急用品</p>	<p><input type="checkbox"/>マスク <input type="checkbox"/>フェイスシールド <input type="checkbox"/>袖ありガウン <input type="checkbox"/>使い捨て手袋 (S・M・L) <input type="checkbox"/>使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/>聴診器 <input type="checkbox"/>ペンライト</p>
<p>・ 血圧計 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ エピネフリン、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ その他必要物品</p>	<p>【文房具類】</p> <p><input type="checkbox"/>ボールペン (赤・黒) <input type="checkbox"/>ゴミ箱、袋 <input type="checkbox"/>日付印 <input type="checkbox"/>スタンプ台 <input type="checkbox"/>朱肉、医師の印鑑 <input type="checkbox"/>医師名スタンプ <input type="checkbox"/>卓上カレンダー <input type="checkbox"/>時計 <input type="checkbox"/>ストップウォッチ <input type="checkbox"/>はさみ <input type="checkbox"/>付箋 <input type="checkbox"/>クリアファイル <input type="checkbox"/>老眼鏡 <input type="checkbox"/>相談記録表 <input type="checkbox"/>相談対応ファイル <input type="checkbox"/>予診票見本 <input type="checkbox"/>マジック <input type="checkbox"/>バインダー <input type="checkbox"/>ペーパータオル</p>
<p><input type="checkbox"/>ロールシート <input type="checkbox"/>点滴台 <input type="checkbox"/>救急物品用棚 <input type="checkbox"/>バスタオル <input type="checkbox"/>毛布 <input type="checkbox"/>枕 <input type="checkbox"/>担架 <input type="checkbox"/>ホイッスル</p>	<p>【会場設営物品】</p> <p><input type="checkbox"/>机 <input type="checkbox"/>椅子 <input type="checkbox"/>スクリーン <input type="checkbox"/>アクリル板 <input type="checkbox"/>簡易テント <input type="checkbox"/>簡易ベッド <input type="checkbox"/>荷物置き用かご <input type="checkbox"/>案内看板 <input type="checkbox"/>延長コード <input type="checkbox"/>年齢早見表 <input type="checkbox"/>冷蔵庫／保冷バック・保冷剤 <input type="checkbox"/>インターネット接続パソコン <input type="checkbox"/>タブレット <input type="checkbox"/>計算機 <input type="checkbox"/>プリンター <input type="checkbox"/>LANケーブル <input type="checkbox"/>車いす、シルバーカー <input type="checkbox"/>シート</p>

(3) 高齢者入所施設等

高齢者入所施設等とは、市内に事業所がある以下の施設であって、高齢者が入所・居住する施設とする。
(令和3年4月1日現在)

施設種類	事業所名	希望者	
		入所者 人数	従事者 人数
介護医療院	介護医療院 瀧病院	34	0
介護老人保健施設	おはよう館	88	79
特別養護老人ホーム	ひだまり倶楽部	79	0
介護老人福祉施設	エスコート磯原	82	54
特別養護老人ホーム 介護老人福祉施設 サービス付き高齢者 住宅	ときわの杜	111	69
	あかねサクラ館	49	48
	グループホーム あとむ	26	23
	ニチイケアセンター磯原	17	17
	アテン中郷	12	11
サービス付き高齢者 住宅 有料老人ホーム	グループホーム しおさい	13	13
	パステルハウス平賀	0	0
	オーシャンホーム福寿の杜	16	14
	ケアホーム虹	9	7
	サービス付き高齢者住宅「ごごみ」 住宅型有料老人ホーム 夢ハウス	7	10
有料老人ホーム ケアハウス (経費老人ホーム)	住宅型有料老人ホーム 夢ハウス 2号館	8	12
	住宅型有料老人ホーム 夢ハウス 2号館	20	15
	ご長寿くらぶ 北茨城	14	11
	まごころの家 磯原	17	15
	マイホーム五浦	34	9
障害者支援施設	はまなす荘	24	0
障害者支援施設	ひまわり荘	24	0
合計	21か所	684	407

施設の嘱託医や往診医がいる場合には、入所者及び施設の従事者は、施設内集団接種とする。ただし、嘱託医などの所属する医療機関が接種実施医療機関となっていることが必要となる。嘱託医が接種実施医療機関に該当せず、高齢者施設での接種の調整が困難な場合は、市が多賀医師会、地区医師会と相談し、接種医の調整を行う。

また、入所者が医療機関に受診可能である場合には、自身で接種場所を選択できることとする。

接種に必要な物品等は、嘱託医などが所属する医療機関または接種実施医療機関として登録した介護老人保健施設などが準備するものとする。

(4) 往診先等

被接種者が要介護状態にあり、医療機関への受診が困難な場合は、往診先での接種を行う。ただし、往診医の所属する医療機関が接種実施医療機関となっていることが必要となる。

接種に必要な物品等は、往診医が所属する医療機関が準備するものとする。

【往診による巡回接種を実施する医療機関】

- ・いそはらクリニック
- ・市民病院附属家庭医療センター
- ・瀧病院

6. 予約受付

市民が市内の医療機関及び集団接種会場で接種を行う際は、接種を希望する会場を選び、以下の予約方法で予約を受付ける。

(1) WEB予約

接種を行う市内医療機関と事前に日時、接種人数などを協議し、市内医療機関及び集団接種会場の予約をWEB予約専門サイト等にて一括して受け付ける。ただし、市内医療機関で利用を希望しない場合には、この限りではない。

(2) コールセンター

前述したWEB予約を利用できない者に対して、外部委託したコールセンターにより代理予約を行う。

●北茨城市新型コロナワクチン接種コールセンター

電話：0293-44-6770

時間：平日8:30～17:15（土日祝日を除く） ※最大4回線

(3) 医療機関へ直接予約

接種を行う市内医療機関へ直接、電話または来院にて予約を行う。

いずれの場合も受付の際には、新型コロナワクチンの特性に応じ、無駄なく利用できるように1日1か所あたりの接種者を予約制とする。新型コロナウイルスの感染に係る「3つの条件が同時に重なる場（3密）」を回避し、感染予防対策を講じながら時間や人数に配慮して接種を実施する。

7. 予防接種への同意

(1) 予診票

予診票については、国が示す様式を使用する。また、予診票は接種券と同封して個別通知するほか、接種場所となる医療機関や集団接種会場に設置するものとする。

(2) 接種不相当者及び予防接種要注意者

予診の結果、異常が認められ、予防接種を受けることが適当でない者又はそれに該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わない。また、予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ることとする。

(3) 接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後に通常起こり得る副反応やまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、接種の対象者又はその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行う。予防接種の実施に関しては、文書により同意を得た場合に限り行うものとする。

(4) 16歳未満の予防接種等

医療機関及び接種会場における新型コロナワクチンの接種については、原則、保護者の同伴が必要であることとし、同意等については予防接種の手引きに基づき取り扱うものとする。

※ファイザー製ワクチンは、16歳以上を対象とする。

8. ワクチンの確保

市は、国が用意するワクチン接種円滑化システム（V-SYS）を用いて、国、県から割り当てられた新型コロナワクチンを市内医療機関、集団接種会場等に割り当てる。ワクチンの割り当てや流通手続き、ワクチンを市内医療機関、集団接種会場に冷蔵移送を行う際は、法令の定めるところに従って専用の保冷バッグ等を使用して、市が責任をもって移送する。

9. 接種費用の支払い

市民が市内医療機関及び集団接種会場で接種した場合は、市が直接支払いを行う。

市民が住民票所在地外に所在する医療機関等で予診や接種を受けた場合は、接種実施機関の代行機関である茨城県国民健康保険連合会より請求を受け、市が支払う。ただし、別途、支払い方法を定めた場合は、この限りではない。

10. 市民への情報提供、相談受付

市は、市民に対して新型コロナワクチン接種に関する接種対象、接種期間、接種場所などの情報を積極的に提供するとともに、相談窓口を設置する。

相談窓口は、市担当課で対応するとともに、実施場所や予約方法などの簡単な相談内容については、外部委託したコールセンターで対応する。ただし、専門的な相談対応は県が担うことから、県と連携して対応する。

●茨城県新型コロナワクチンコールセンター（副反応相談窓口）

電話：029-301-5394

受付時間：8:30～22:00（土日祝日も実施）

11. 健康被害救済の申請受付、給付

新型コロナワクチンの接種を受けたことによると考えられる健康被害が生じた場合、健康被害救済給付の申請を受け、国が接種による健康被害と認定したときは、救済給付を行う。

12. 接種記録の管理

市は、市民が新型コロナワクチンの予診や接種を受けた場合は、その記録を電子データに登録し、管理する。

13. その他

本計画に定めのないものは、担当部門、庁内、多賀医師会、地区医師会、医療機関と協議を行い、決定するものとする。